

## 京都市告示第201号

平成5年6月21日付けで認可した桃南会，平成17年3月2日付けで認可した向島上林町自治会，平成24年3月9日付けで認可した槌屋町町内会について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により，告示された事項に変更があったとして届出があったので，同条第10項の規定により，次のとおり告示します。

平成29年6月19日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

### 1 桃南会

#### (1) 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市伏見区桃山与五郎町1番地の569	京都市伏見区桃山与五郎町1番地の516

#### (2) 代表者の氏名

変更前	変更後
蔭山 貴広	木村 時男

#### (3) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市伏見区桃山与五郎町1番地の569	京都市伏見区桃山与五郎町1番地の516

### 2 向島上林町自治会

#### (1) 代表者の氏名

変更前	変更後
森下 達雄	斎藤 正彦

#### (2) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市伏見区向島上林町34番地の10	京都市伏見区向島上林町11番地の4

### 3 槌屋町町内会

#### (1) 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市中京区小川通二条上る槌屋町 607番地の5	京都市中京区小川通夷川下る槌屋町 608番地の2

#### (2) 代表者の氏名

変更前	変更後
林 實	山形 直季

#### (3) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市中京区小川通二条上る槌屋町 607番地の5	京都市中京区小川通夷川下る槌屋町 608番地の2

(文化市民局地域自治推進室)